

## 議案第24号

### 公の施設の指定管理者の指定（天神川流域下水道）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 天神川流域下水道
- 2 指 定 管 理 者 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517番地  
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社  
理事長 長谷川 正 敏
- 3 指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 理 由 天神川流域下水道の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社を指定管理者として指定しようとするものである。